# 第2期秦野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて(概要)

### 1 中間見直しの方針について

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て計画(以下、「計画」という。)において、小学校就学前の子どもに教育・保育を提供する体制が確保できるよう、第1号~第3号の給付認定数や各施設の必要利用定員数などを踏まえて、教育・保育の「量の見込み」を定めることとされています。

この「量の見込み」については、計画の中間年を目安として、当初計画で見込んだ量と大きく乖離している場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。具体的には、令和3年4月1日時点の実績値が、計画に定めた「量の見込み」の数字と比較して、10%以上の乖離がある場合は原則として見直し、その原因を踏まえたうえで残りの年度について「量の見込み」の補正、また教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期についても変更を検討することとされています。

## 2 本市の状況

秦野市の令和3年度4月1日時点の計画値と実績値は次のとおりです。

認定区分		計画値	実績値	増減率
1号認定	見込量	1, 524人	1,336人	<u>-12.3%</u>
3~5歳	確保量	1, 902人	1, 552人	<u>-18.4%</u>
2号認定	見込量	1,575人	1,556人	- 1.2%
3~5歳	確保量	1,476人	1,467人	- 0.6%
3号認定	見込量	136人	120人	<u>-12.8%</u>
0歳	確保量	253人	260人	+ 2.8%
3号認定	見込量	861人	810人	- 5.9%
1~2歳	確保量	843人	835人	- 0.9%

<sup>※「</sup>見込量」は各区分ごとの利用申込数、「確保量」は利用定員数

上記のとおり、1号認定の見込量及び確保量、3号認定(0歳)の見込量において10%以上の乖離が見られることから、現時点での状況を踏まえた見直しを行いました。

## 3 中間見直しを行う項目

教育・保育の「量の見込み」に係る見直しと併せて、計画に定める地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても、必要に応じて変更を行うこととされています。

今回の見直しに当たり、次の項目に該当する事業等について、計画の表記や 見込量等について修正を行うこととしました。

# (1) 教育・保育の「量の見込み」

直近の実績や推計に合わせた見込量を改めて算定しながら、教育・保育施設等の定員等、確保量についても見直しを行います。

# (2) 事業の終了など、当初の計画と大きな変更が生じたもの

計画策定時に記した事業の内容から、制度改正や事業見直し等により実施状況に大きな乖離が生じたもの、もしくは見込まれるものについては、表記や数値を見直し修正を行います。

## (3) 計画策定時に使用した見込量の算定根拠が変わるもの

量の見込みの算定に推計人口を使用している事業については、本計画より後の令和3年度からスタートした秦野市総合計画・はだの2030プランの策定時に推計した人口推計(趨勢人口)に基づいて算定し直し、上位計画との整合を図ります。

※実際に見直しを行う事業及び計画の修正箇所については、資料2に取りまとめています。

## (参考) 子ども・子育て支援法

#### 第六十一条

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

# (参考)「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成二十六年内閣府告示第百五十九号)

「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が(中略)量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」